

問  
題  
叢  
書

大  
勢  
社  
發

治  
45.4.26



専門學者の専門的著述は世に其數夥ながらす原理  
原論を講述せる教科書的著述又日々續出す。而も  
社會の活問題を捉へ來りて時代思潮の批評家解釋  
者となり一般常識の進歩に裨益し輕易簡明に清新  
の知見を布くものは甚だ稀也。本叢書は即ち此要  
求を滿たさんが爲に世に出づ。形容小なりと雖其  
内容は専門的研究の餘に成り精核充實、時事現象  
に對し最善適確の指劑たるを以て期す

武富時敏先生著

制度整理要論



# 序 言

刻下の政界及財界を通じて最大最要の問題は何ぞと問へば、世人皆先づ第一指を制度整理に屈せざるはなからん。國運の發展、經濟界の振興、又齊しく此問題の解決を待つを要とし、國民の利害休戚に甚深の關係を有すること未だ此の如く痛切なるはなし、蓋し現内閣は税制の改廢、國防の充實、財政の安固を制度調査の結果に期し、兌換の基礎、貿易の趨勢、在外正貨の保持、物價騰貴の原因等何れも又此問題の適當なる解決に依て始めて意を安んじ得べきが故なり。されば我國民は制度整理に關する明確の知識

問	△第一篇 堀江法學博士著	緊 急 經 濟 論 策
題	△第二篇 惠美光山先生著	國 家 と 宗 教 政 策
叢	△追 刊 根岸 信先生著	支 那 財 政 及 經 濟
書	やまと新聞主筆 高木信威先生著	最 近 財 政 批 評
	福本日南先生著	支 那 再 造 論
◆ ◆ ◆		
東 京 ● 大 勢 社 ● 發 兌		



と判断とを求むること頗る急なるを察し、斯界のオーソリチーたる武富時敏先生に就て其精透卓抜の知見を世に布かんことを懇請し、幸に快諾を得て本書を公刊するの光榮に浴するを得たり。時に正に總選舉間際に迫り政務多端の折柄とて十分原稿の精査を受くるの違なかりしを以て特に惠美光山先生の校閲を仰ぎたれば、萬に一の過誤なかるべきを信ずと雖、若し尙些少にても紕繆の存するあらば偏へに發行者不敏の罪として寛恕を乞ふのみ。

明治四十五年四月

發行者 謹識

目次

第一篇 總論

- 一、經國の緊急問題……………九
- 二、至難なる多年の宿題……………一四
- 三、政府唯一の活路……………二〇

第二篇 時弊論

- 一、時弊の根源……………二七
- 二、紙上の整理……………三二
- 三、濫妄の政策……………三八
- 四、責任の所在……………四四

第三篇 大綱論



第四篇 方針論

- 一、整理費の概算……………五〇
- 二、行政組織の改善……………五五
- 三、豫算編成の革新……………六四
- 四、事務の簡捷を計れ……………六八
- 五、財政整理の骨目……………七三
- 六、官業及特別會計……………八五

第四篇 方針論

- 一、實際上の大問題……………九一
- 二、量入制出とは何ぞ……………九七
- 三、危険なる血路……………一〇五
- 四、憂惧すべき状態……………一一四
- 五、吾人の主張及理由……………一二一

# 制度整理要論

武 富 時 敏 述

## 第一篇 總論

### 一 經國の緊急問題

我國現時の緊急問題として其最大最要なるものは何ぞやと問へば、何人も皆一齊に制度整理を第一に數へ立てるであらうと思ふ。單に政治上の問題なるのみではない、國防上の問題と、經濟上に於ける各般の問題と悉く制度整理の結果に待たねばならぬこ



となつてゐるのである。即ち今日世に喧しき物價騰貴の問題も輸入超過、産業不振の問題も、通貨の膨脹、兌換制度の動搖も總て之を善良なる制度整理の實績に依て始めて解決せらるべき性質を有してゐるのである。

所謂制度整理の内容を大體に於て分類すれば、既に世人の唱へ居れる如く行政整理、税制整理及び財政整理の三大綱目に分れる。中央及地方の諸官廳を通じて上は内閣より下は一局一課の末に亘り其事業の性質緩急に應じて或は廢し或は合し或は統一し或は分離し、以て事務の繁冗を省き出來得る限り贅費を減じて國務の進行を簡易切實ならしむ、これが即ち行政整理の目的である。

税制整理は日露戰役當時、所謂非常特別税法の下に立案遂行せられたる各種の税制を整理するを主なる目的とし、又時勢の變遷國家の發展に伴ひ種々の改善を加ふるといふのが現下の要求となつてゐる、無論地方税の膨脹頗る著しき折柄、これ將た決して整理の外に置く事は出來ない。戰時匆忙の際に計畫されたる所謂非常特別税なるものは、其名の示す如く戰時限りの血税であるから平和克復と同時に直に撤廢せらるゝが至當である、然るに關はらず、戰後經營の任に當りたる桂及西園寺の兩内閣は共に之を撤廢せざりしのみならず、前西園寺内閣は之を永久税となしたる上に更に事實上の増率を加へ國民の負擔を重からしめたのである。産



業不振、生活困難の痛苦は此時よりして漸次に其聲を高め來り、三惡税の廢止、所得税の改正、地租の減税、營業税の整理等の問題が日に喧囂を極むるやうになつたのである。

財政整理は一面に於て國費の節約を意味すると同時に、他面に於ては減税及國防の充實等國家緊要の事業を行ふに必要な財源を作り出すことを目的としてゐる。從來非常特別税の改廢を要すること急なるは、敢て政府當局者に於ても之を認めなかつたのではない、既に屢々政府者の口より之が急務を叫ばれてゐるのであるが、然かし之を行ふに足るべき財源が無い、税法改正の爲めに國庫の收入を減する時は、今日の必要なる國家事業を經營し進捗せ

しむる事が出來ぬといふのが毎議會に於て政府の遁口上となつてゐたのである。之を行ひ得るやうにするのが即ち行政上財政整理の目的である。此の財政整理の中にも豫算の編成方針を改むることと特別會計を整理することなど各種の研究問題が附隨してゐるが、其根本目的たるや、從來の遺練政策を改めて財政の基礎を鞏固にし、減税、國防充實等に必要なる財源を作り出すといふのが其眼目である。故に制度整理の第一急務は財政整理に歸着するのである、行政整理の如きは寧ろ財政整理の手段たりといつても差支はない。又た税法整理は財政整理の結果に由るにあらずんば、之を實行する能はずといふの有様となつてゐる。されば名は行政、



税制及財政の三大綱目を含める制度整理であつても、其中心問題として、將た又た之が實際問題として、其成否を見るべき標準となるものは即ち財政整理であらねばならぬ。

## 二 至難なる多年の宿題

實をいへば、制度整理の問題は十餘年來政界に鬱屈せる至難の宿題なのである、今日に於ては最早一日一刻も之を緩うすべからざる焦眉の問題となつて來たのであるが、其沿革を尋ねれば日清戦役後に於て既に其端を發してゐる。然かも歴代の政府が皆其解決斷行の至難なるに避易して荏苒今日に至りし爲め、其弊

害が積りに積つて終に此上猶豫すべからざる問題となつたのである。

近き例を擧ぐれば前桂内閣も多少意を整理に用ゐんと欲して内閣組織の初年度に五百廿五萬五千圓の整理を行つてゐる、これは固より官吏増俸と引換に、其交換的意味に於て實行したのであつて必らずしも眞實の行政整理でなかつたけれど、制度調査の一端に觸れてゐるといふ點は之を認めねばならぬ。其以前に在つては故伊藤公の時代に——所謂奥田案と稱して世に傳へらるゝ——一種の行政整理案が計畫せられた、内閣に完全なる統一機關を新設し法令の立案審査、豫算編成の實權をこゝに移し以て各省割據の弊を



除き現行の法制局及内閣記録課を廢止する事、工部省を新設して遞信省の鐵道局、作業局、農商務の山林局、内務省の土木局及び各省營繕事務をこゝに移し統一する事。警視廳、土木監督署元帥府其他特別特設の官衙及官廳を廢止若くは合併する事。各省直轄の地方事務は悉く地方廳に移す事等の官制改革案を立て、見たのであつたが、其調査の未熟杜選なりしと、關係當局の大反對との爲めに終に闇から闇に葬られ、殆ど其努力をすら認められずに終つてゐる。更に溯つては松隈内閣の時にも既に屢次行政整理委員會を開きて此問題を解決すべく試みた事もあり、憲政黨内閣時代の如きは僅に九十萬圓の整理を行はんと欲して板垣伯の激怒を

買ひ、同伯は議會にも出席せずといふやうな事があつた。

此の如く歴代の内閣は何れも行政整理の必要を認めて之を實行せんと企て、殊に日露戰役後に至つては税法整理の急務が一層切實を感ずるやうになつたのであるが、こゝに不思議にも唯一回行政整理を無用無益なりと主張したる内閣がある、ソレは即ち前西園寺内閣であつて、首相西園寺侯は議會の質問に答へて『行政整理打切り』を宣言し聲明して世論の喧囂を壓せんとしたのであつた。蓋し當時の西園寺内閣は政友會の所謂積極的方針に餘儀なくされて無謀なる膨脹主義を行ひ、戰後經營の大業を滅茶々にしてしまつたのである。そして終に自ら豫算實行不能の爲めに崩壞



したのである。

其後を繼ぎたる第二次桂内閣が兎にも角にも五百二十餘萬圓の行政整理を行ひたること——此他に約一億六千八百萬圓の繰延を行つた——は前に陳べたる如し、而かも固より不充分不完全なるを免れずして此内閣も復た倒覆したのである。而して今や現西園寺内閣成るに及び、前に聲明せる『行政整理の打切り』を忘れ去つて俄かに整度調査局といふものを設け、首相自ら其委員長となつて行政、税制及財政の根本的大整理を爲すと唱へ、最近の二十八議會に於ては之を唯一の玉手箱として幾多の誓約を興へ、又幾多の注文と非難とに答へられてゐるのである。これ明らかに曩日の

非を自覺して遲蒔きながらも吾人の反對論に降服せると異ならぬい、吾人は敢て現内閣及び政友會の無責任無方針を責むるよりも、寧ろ其自覺と降服とを歓迎したい、これ國家の爲めに大に賀すべきことなれば也。但し若しも現内閣の制度調査なるものが單に一時の政略たりしに止まり、今後此緊要事業を放擲して顧みざるが如きことあらば、吾人は決して之を寛恕せざるべく、一般國民も亦黙止せざることを思ふ。否、吾人の問責を待たずして現内閣は自ら再び豫算不履行の難局に陥り、覆没の止むを得ざるに至るや明瞭である。而かも不幸にして吾人は西園寺内閣の制度調査に對し深く信頼する能はざるを遺憾とし、同時に現内閣の生命長からず



らんとするを悲まざるを得ぬのである。

### 三 政府唯一の活路

現西園寺内閣の生命が、制度調査の成否如何に依て決せらるる事は尙後篇に入りて追々に論明せんと欲する所であるが、こゝに前の西園寺内閣と今日との情勢とを比較して如何に根本的整理の急務なるかを知るべき一端を示さう。

現内閣の藏相山本君は四十五年度豫算の提出理由を説明するに方り、第一に歳出入の均衡を計り、第二に經濟財政の調和に務め第三に財政の基礎を鞏固ならしむるに意を注ぎたりといつてゐる

が、豫算其ものには一も其實績は見えずして反對の事實のみが吾人の眼に映じてゐる、即ち歳出入の均衡を計るといひながら豫算面には約三千萬圓の歳入不足を示し、之を剩餘金及び公債に仰ぐことゝなつてゐるでないか、又財政と經濟との調和に努めたりといひつゝ、大藏證券の發行高を増加し政府の借入金は巨額に上つてゐるではないか、又た財政の基礎を鞏固にすと聲明しながら來年度以後の確定財源は一も定まらず、眼前の清國事件費支出の財源すら非常に窘窮を極めてゐるではないか、之を一場の希望に過ぎずと見做せば不可なきに似たれど、毫も實行の伴はざる希望——否却て希望に背ける豫算を編成せる——は雷に言行不一致の譏り



を免れざるのみならず、國民の耳目を欺瞞して益々人心の不安を誘致するの恐れがある。

且夫れ現時の財政状況は前西園寺内閣の末路に彷彿たるの感がある、(此點は片岡直温君が既に本春の議會に於て論明せる通り、餘程酷似してゐるのである。試みに二三の事實を擧げんか、前西園寺内閣の提出に係る四十一年度豫算には一億一千四百萬圓の公債又は借入に屬するものが計上されてゐる、之に對し本年度の豫算を見ると一億五十萬圓の公債又は借入金が見はれてゐる——此他に治水費あれども、こは借入財源の定まれるやに見ゆるを以て之を除く——次には前西園寺内閣當時の大藏省券發行高は九千六

百萬圓であつたが、今度は實に一億三千三百萬圓に上つてゐるのである。更に又前西園寺内閣時代の制限外發行高は八千八百餘萬圓であつたが、昨年度末には八千四百餘萬圓を發行してゐる。而して又前西園寺内閣當時英京倫敦に於ける我國債は五磅十六分の九であつたが、昨年末は五磅十六分の十五である、同じく内地の相場は四十一年十月五圓六十錢の下落を示し、本年一月は三圓二錢の下落となつてゐる——本年の下落が比較的甚しからざるは東京市の電車公債が影響してゐるからである——)此の如く各地の事情は殆ど符節を合すが如く前西園寺内閣時代と今日の西園寺内閣時代と相似通つてゐるのである。然るに前西園寺内閣は上述



の如き豫算を立てた爲めに自ら實行不能となりて倒覆したのであるから今日の西園寺内閣も公債又は借入金に依て一時を糊塗し、不堅實なる財政方針を執つてゐては必らず復も實行不能の窮態に陥るに相違ない。

總ての事情は不吉不祥にも西園寺内閣覆没の歴史を繰り返さしむべく出来上つてゐる、政界の背景は誠に暗膽たりといはねばならぬ。強て相違せる點を擧ぐれば、前西園寺内閣が行政整理打切りを宣言したるに反し、今日の西園寺内閣は制度調査を表榜してゐることの一事である。即ち知るべし、政府唯一の活路は制度整理を斷行するの他に、全く何等の光明も何等の針路も無いといふこ

とを。

本來行政、税制及財政の整理は決して一時的の問題にあらずして、何時如何なる政府も之を調査し研究して之が改善を忘れてはならぬ筈である。此意味に於て制度整理は即ち永久的の問題である。何れの内閣にも緊要凱切の問題である。然しながら事を行ふにはおのづから機會がある、殊に根本的の大整理は左様常住不斷に行ひ得べきものでない、時代の要求と國民の希望とが最も熱烈最も痛切を極むる時に能く斷じ能く行ふものが運命の寵兒である。



西園寺内閣が運命の寵兒たるや否やは吾々の知る所でないが、制度整理の急務益々迫りて、是非とも速かに之を遂行せしめなければならぬことを國民一般から強要せられてゐるのである。

## 第二篇 時弊論

### 一 時弊の根源

行政及財政の整理を斷行すべしとの議論は最近數年來殆ど毎議會に於て繰返さるゝ所なるが、就中桂前内閣の提出したる四十四年度豫算及第二次西園寺内閣の提案に係る四十五年度豫算を見るに及び、其聲最も高く、最早一日をも緩ふすべからざることゝなつた。現に四十五年度豫算は臨時制度調査局の成案を待て翌年度までに必らず大々的整理を爲すべしとの豫約的聲明の下に辛ふじて貴衆兩院を通過したるものなるは上述の如くである。何故此の



如く兩政整理は緊急焦眉の必要に迫られて來たのであるか、こは言ふまでもなく前の西園寺内閣が濫りに積極的政策を行ひて國家財政を膨脹せしめたことが其第一の原因であるが、其次ぎに現はれたる桂内閣が誤れる公債政策を固執して益々國民經濟を壓迫し攪亂するに至つたことが更に第二の原因となつて一層其禍根を深くし、其弊害を熾烈ならしめたのである。

第一次西園寺内閣の失敗は今日既に自ら其非を悔恨して所謂緊縮方針を政綱とし、臨時制度調査局を設置したることに依て往時の罪過を自語自認してゐる。然るに前内閣の首相桂公は四十四年度豫算を衆議院に提出するに當り自ら大藏大臣として「之を要す

るに大戦役の後を受け財政上慎重の注意を要とすべき時に方り、財政の緊縮を断行し國債償還の大計を確立し戦時多忙の際に制定せられたる税制も大體の整理を経たり」云云てふ自畫自賛的言辭を羅列し、以て大に矜誇の姿態を示してゐる。而して斯く自畫自賛を敢てしたる桂内閣が其年の八月——即ち四十四年度豫算の實行中に於て——終に崩壞の餘義なき運命に陥つてゐるのである。即ち前内閣は自ら誇揚せる豫算を適當に運用するを得ず、従つて四十五年度豫算の編成を爲すに苦しみて瓦解したのであるが、而も彼等の或者は尙執拗にも此明白なる事實を否認して桂公は功成り名遂げて後進の爲めに進んで賢路を開いたのだといはぬばかり



の鼻息を洩らしてゐる。これ前の西園寺内閣が無謀なる積極政策を行ひて中途に挫折し、其跡始末を後繼内閣に委棄し去つて何等憚る所なかりしと同じ歴史を更に桂内閣が踏襲し復習したる次第である。凡そ世に此の如き無責任なる事は政治道徳の上に許さるべきで有らうか。互ひに勝手氣儘の舉動を敢てして一朝難局に遭逢する毎に之を後の者に委ね、各々責任の衝に當るを回避するといふは政治家にあるまじきこと、いはねばならぬ。第一次西園寺内閣は戦後の空景氣に浮かされて粗笨なる財政方針を執つたのは今さら之を責むるも詮なき事ながら、其次きの桂内閣が前者の非を知りつゝ、尙且之を矯正し改善せなかつたのは予輩の最も遺憾とする所である。

此故に吾人は四十四年度豫算の討議に際し大に行政及財政の整理を唱へ昨年二月十五日の議場に於て緊要動議を提出し自ら之が理由を説明した。當時の動議は即ち『豫算の編成を更めしむる爲めに之を政府に返戻すべし』といふのであつた。これ蓋し制度調査の急務なるを認めて之が實行を内閣に要求したるに外ならない時弊の窮まる所、吾人をして竟に斯く論議せしむるの止むを得ざるに至つたのである。ソレにも關はらず政友會は情意投合を叫びて桂内閣の政策に賛成し、而して今や自ら吾人の主張したる兩政整理を唯一の避難所として僅に當面を糊塗してゐるのである。乃



ち吾人の主張は曩きに反對せる政友會に依て裏書されたのである  
換言せば予輩の指摘し舉示したる時弊論は明らかに現時の政界に  
的中したる次第であつて、西園寺内閣の制度調査が完全なる実績  
を挙げ來らざる限り、今日に於ても依然として同一の時弊が蟠つ  
てゐるのである。何となれば現西園寺内閣も又前桂内閣と同様、  
財政の緊縮、税制の整理などを呼號しつゝ、事實は未だ伴はずして  
却て前内閣の計畫を踏襲し繼承して殆ど革まれるところを發見し  
得ないからである。

## 二 紙上の整理

抑も前内閣が第一西園寺内閣瓦解の後を受けて成立するや、最  
も力強く世間に聲明したる所は財政の緊縮を計り國債償還の基礎  
を鞏固にし且税制を改廢して國民經濟を善良ならしむべしといふ  
にあつた、就中國債償還の一條は桂内閣の生命ともいふべき程に  
多大の力を致したるものにして其主張のみを聞けば如何にも立派  
に聞える。而して現西園寺内閣も又全く同一の政綱を揚げて標幟  
としてゐるのである——現内閣は有繫まさかに桂内閣の失敗に懲りて前  
者の如く公債政策を明々白々に表榜せざるも、而かも事實に於て  
は依然として同一の方針を受け繼いでゐるから、吾人の下に述べ  
んと欲する弊竇は矢張り現内閣も一樣に其責を免れない——然る



に如上の三大政綱は唯だ天下を欺くの美言たるに過ぎずして少しも其實は現はれてゐない、之を極言すれば虚偽虚飾の語を以て民心を收攬し世目を瞞さんとしたる一種の狂言であつた。

試みに問ふ、桂内閣は何時如何なる方法に於て財政を緊縮したるか、桂内閣は曾て各省に關する事業費の繰延を行ふたことがある世上或は之を目して財政緊縮の一端であるといふものあらんかなれども繰延と緊縮とは決して同一の意味を有するものではない繰延べは其語の示すが如く唯一時の遣り繰りに過ぎない、今年度に爲すべき事業を後年度に押し延ばして眼前に差迫れる歳出額を一年乃至數年後にツキ遺るといふまでの事である。従て節約若く

は儉約といふべき性質のものとは全く異つてゐることは三尺の童子も之を辨知してゐる。勿論、繰延といふことも、之を爲すは之を爲さざるに比すれば即ち勝れりといふを得べし。されど此所謂繰延たるや、果して充分に最早繰延の餘地無き程度にまで斷行し得たりや否やといふに決して然らず、現に各省を通じて豫算定額と決算若くは現計との間に莫大の差異を有すること毎年の例に徴して明瞭である。こは歳出豫算を過大に見積りて到底年度内に使ひ果す能はざる無用の経費を計上し、其結果として繰越金剩餘金等を生ずるに外ならずして其金額は平均二三千萬圓に上り、多き時は六千萬圓に達せることさへあり、單に陸軍省中の二三款項の



みに就ていふも四十一年度以來年々約八百萬圓の繰越金を豫算面に表示し居るの有様にて、所謂繰延の餘地は尙綽々して其餘地多きを認めしめる。されば適當に收支の豫算を立てたならば此點に於ても二三千萬圓の財政緊縮は容易に成就し得られる筈である。而して是れ議會の明らかに確認する所に屬するも、議院は政府事業の實際を監督し其功程を調査すること能はざるが故に政府は從來巧みに之を利用してゐるのである。こは固より繼續事業のみに限るにあらず、又臨時特別支出に屬するものゝみにあらずして經常費中の俸給及廳費の如きも豫算と決算若くは現計との間に年々巨額の剩餘を生じつゝありて、政友會の議員も又之を熟知し認識

し居りながら、彼等は希望又は警告を政府に發するのみに止まり之が根本的改革を企てない。此の如くにして財政の緊縮を口にするは——桂内閣も亦西園寺内閣にしても——寧ろ片腹痛いことであるといはねばならぬ。

但し前桂内閣が一昨年度に於て一千三百萬圓の官吏増俸を要求すると同時に、所謂行政整理と稱して約五百萬圓の金額を減じたることあるは吾人亦之を認むるに吝ならず、さりながら其内容に立入りて稍嚴密に之を精査する時は其所謂行政整理なるものゝ實は唯だ官制上に掲げある官吏の定員を現在各官廳に奉仕せる現在人數に近からしめたるに止まり、言はゞ唯だ紙上の整理に過ぎな



かつたのである。換言せば行政整理前の實在官吏數と其後の官吏の數とは殆ど事實に於て何等異なる所なくして、ヨリ以上に整理若くは緊縮を試みたる痕跡は無いのである。

### 三 濫妄の政策

次に吾人は財政上の時弊を具體的に立證する爲めに前桂内閣の公債政策を擧げんに、當時首相兼藏相たる桂公は年々五千萬圓以上の國債を償還すべきことを聲明し、之に依て大に公債の整理を行ひ、以て財政を鞏固ならしむべしとの抱負を吐露すること再三なりしも、事實は果して如何なりし乎。吾人は今敢て公債政策

の是非を論ぜんとは欲せず、政府の聲明が果して實際に履行されしや否やを問はんとするのである。

成る程桂内閣は四十二年度に於て多少の國債償還を實行したやうであつたが、其翌年即ち四十三年度に至つては國債の償還は一厘一毛も之を行つてゐないのである。斯くいへば世人或は其言の矯激に失するを難するものあるやも知れざれど正確なる數字は明らかかに之を證據立てゝゐる、決して見解の相違若くは議論の立て方が變つてゐるのでは無いのである。然るに世人が動もすれば之を疑ひ之を怪しみて頻々として國債の償還されたる如く誤想するは全く事實の觀察を嚴密に爲さないからである。時の政府は表面



五億二千三百萬圓てふ巨額の國債償還を行つたと稱してゐるもの、他方に於て五億六千三百萬圓てふヨリ以上の公債を發行してゐるのを何と見る乎。内國に於ては第一回と第二回と合せて二億七千五百萬圓の四分利公債を發行し、又外國に於ては第三回到四分利付英貨公債及佛貨公債を併せて約二億八千八百萬圓——即ち合計五億六千三百萬圓——を發行してゐる事實を忘却してはならぬ一方に於て五分利公債五億二千三百萬圓を償還したといふもの、これは事實上に於ての償還にあらずして單に利子を異にせる借換に過ぎない。

高利公債を低利公債に借換へることの可否は吾人の論點でない

否、此借換の爲めに國家の利益を増進することゝならば借換又大に可なりといふべく、差當り之が爲に國庫の負擔に係る利子金二百萬圓を減少せるが如きは至極有利には相違ないが、然かし吾人のこゝに言はんと欲する所は國債償還の有無如何といふことである。而して事實は前述の如く四十三年度に於て毫も國債償還を行つてゐないのである。従つて同年度に於ては豫算面の償還額六千萬圓と前年度からの繰越金約二千萬圓、合計八千萬圓許の償還額は手著かずに残つたのである。されば前内閣が天下に誇稱したる五千萬圓以上の國債償還といふことは全く無意味の標榜であつたといはねばならぬ。



加之、四十三年一月に於て二十五億と算せられたる國債は同年末に於て二十六億何千萬圓といふ増加を示してゐる、年々五千萬圓以上を償還せらるゝ筈のものが其反對に増加したといふ事は取りも直さず桂内閣の聲言の虚妄なるを證據立つるものである。ソレで四十四年度豫算には國債償還額一億二千二百萬圓——一般會計から繰入れる五千萬圓と、前年度の繰越金七千二百萬圓とを合せて——となつてあるが既に昨年度に於て六千萬圓の償還を豫算に計上しながら其實一錢一厘も之を行はざりしに想ひ到りて果して其計畫を信ずるに足れりとすべきや否や、何人も之を危まざるを得ない。元來國債償還金は戦争當時の非常特別税に依て支持せ

らるるものにして該整理基金法には毎年一億一千万圓の國債償還を命じてある。國民は戦時の血税を忍びて國債整理の爲に其犠牲たるを甘受してゐるのである、然るに國民の負擔は輕減されず、又當の國債は減少せずして空しく之を積み重ね置き、却て在外正貨の保留其他の遣繰手段の用ゐるが如きは頗る不穩の政策といはざるを得ない。斯くても尙「國債償還の大計を確立す」などと云ひ得べき乎。吾人が借換方針の是非を問ふよりも國家財政の變理を濫妄にし、其影響延て益々時弊を深からしむるに至れるを非難するは之が爲めである。



四 責任の所在

更に又前桂内閣は自から「戦時多忙の際に制定せられたる税法は大體の整理を経たり」と揚言してゐるが、是れ將た其語の餘りに大膽なるに驚かざるを得ない。戦時の重税は第一次西園寺内閣時代に於て永久税となつて以來、何時整理されたか、大體の整理とは何事を指していへるにや、唯だ昨年地租の八厘が減ぜられ他に營業税が少々ばかり——真に少々ばかり——改正された外、非常特別税法は今も尙「大體に於て」寧ろ戦時のまゝではないか。現に桂前首相は「去年の議會に於て「非常特別税は戦時多忙の際に

制定せられたるものであつて負擔の公平を失ふものあることを認め、故に其最も急なるものを撰んで改正案を提出す」云々と演説し、所得税の改正、通行税の廢止、營業税の改正などに關する法案を提出したが、其桂首相の「最も急なるもの」としたる所得税、通行税などさへ未だ改正されず、此他にも織物税なり、鹽專賣税なり、更に改廢の急あるもの多々なるに關はらず「大體の整理を経たり」とは何うして認められやうぞや。

或は桂内閣は是等の惡税を改廢せんと欲して既に法案を提出したるに、議會に於て却て其急を急とせず、強て地租八厘減を要求したるにあらずやと言ふものあらんかなれど、こは畢竟責任の轉



嫁に過ぎずして毫も税法整理の結了を意味せず、従つて戦税軽減の要務は依然として今日に持續してゐるのである。

以上吾人は主として桂内閣時代の例を引きて時弊の存する所を説示したが、西園寺内閣の責任は寧ろ前者よりも重しとするを得べきかなれど、斷じて其禍根を少くしたといふことが出来ない。何となれば前桂内閣は兎にも角にも財政整理の必要を認めて多少手を下した點があるけれども現内閣は未だ一も具體的成案を示してゐないからである。而して前内閣の改廢を企てたる所得税及通行税等に對して其氣勢を阻止し其計畫を挫折せしめたのも又現内

閣を支持する所の政友會であつて、彼等は非常特別税を永久税とし、朝野に非難多かりし減債基金制を布き——假令第一次桂内閣の政策を踏襲したにもせよ——且つ前段に陳べ來れる通り常に行政及財政整理等に對し妨害的態度に執つてゐる。桂内閣の政策は其目的に於て稍諒とすべき點あるも西園寺内閣には殆ど一定の政綱がない。そののみならず、桂内閣の執り來れる手段方法の誤謬を矯正するに力めずして毎時妥協、提携乃至は情意投合の名の下に其非を援護し其秕政を増大ならしめてゐるのである。

されば現西園寺内閣が今日に於て緊縮主義を唱へ税制整理を口にするは自ら植え附けたる禍根を自ら艾除せざるべからざる運命



に遭逢したのであつて、所謂己れに出でたるものは己れに還るて  
 ふ古諺を現實にせるに外ならぬ。所謂制度整理は現内閣の罪障懺  
 悔ともいふべく、之が爲に苦惱し煩悶し焦慮する如きは結局自業  
 自得と諦らむるが當然であらう。

然かし西園寺内閣が果して能く制度整理の効果を奏し得るか否  
 かは大なる疑問である、こは四十五年度の豫算に徴しても既に豫  
 め其不可能に終るなきかを憂悞せしむるのである。現内閣には第  
 一に方針といふものがなく、第二には何等政策経綸の見るべきも  
 のなく、第三には制度整理の誠意さへ認められない。二十八議會  
 に於て自黨の議員より所得税改正建議案を提出したるに關はらず



欠

MISSING



強て不必要の経費を投じて豫算定額との辻褄を合はさんとするの暴恣を敢てするのである。

仰々しく多くの事例を數へ上ぐるまでもなく既往數年來の豫算と決算及現計との差異を見れば此事實は直に了解認識される。最近に於て吾人の精査し得たる決算は四十二年度分であるが、之を同年度豫算に對照すると一億圓以上の繰越となつてゐる。即ち四十二年度の歳出豫算は五億二千〇四十七萬八千圓で、これに前年度の繰越金一億五千萬圓を加へると合計六億七千萬餘圓となつてゐる、然るに實際同年度に費したる金額は五億三千二百萬圓に過ぎず一億二千二百萬圓といふ金を次年度に繰越してゐるのである



——此中豫備金の支出ありたり——此繰越金額は畢竟該年度内に於て實行し能はざる豫算を歳出の中に編入した證據である。

更に最近數年來の不要額を見んか、四十一年度に在つては二千六百萬圓、四十二年度は一千九百萬圓、四十三年度は一千四百六十萬圓に上つてゐる。此不要額は各省に於て其年度内に是非使用果さんとして花見旅行的の出張をさせたり、翌年中に消費し得ざる程の品物を買入れたりして會計官が頗る苦心慘憺してゐる金額であるが、ソレでも尙此の如く多數に残るのである。之を既往の史實に徴するに年々の不要額は如何に少くとも五六百萬圓を下らず多き時は二千萬圓を超えてゐる。若し之に加ふるに濫費の弊を

矯めたならば平均一千四五百萬圓の金額は優に歳出豫算の中から緊縮されるのは必定である。

元來繰越金とか、剩餘金とか、不要額などいふ類のものが毎年度の豫算及決算に現はれるのは、當局が嚴密なる責任を帯びて國政を運用して居らない證據である、而して又た政府の豫算が頗る孟浪杜選にして幾多緊縮の餘地あることを自から物語つてゐるに異ならない。況や繰越剩餘金を手品の種に使つて一時を糊塗纏縫するの弊は既に國民の周知する所である。議會に於ても屢々之に對する非難の聲は聞えてゐる——殊に陸軍省所管の經費に對して最も曖昧の點が多いやうに認められてゐる——然るに關はらず



尙歴代當局は之を改めないものである。現に昨年の議會にも又本春の議會にも此問題は持上つた。豫算を確實にして事業の實際と調和せしむるといふ主張の下に歳出削減論さへ唱へられてゐる。之に依て削減し得たる金額は一年度限りではあるが、而かも現内閣が一年後の制度整理を唯一の論據として強て拙劣なる豫算を可決せしめたるに比すれば、遙かに有効有力の説といはねばならぬ。

#### 四 事務の簡捷を計れ

こは既に國民一般の齊しく痛切に感ずる所であるが、現今の如く一種の屬僚政治若くは雇員政治の行はれてゐる間は何としても

繁文褥禮を矯むることが出来ぬ、今日の官吏は單に法規成文を暗誦し記憶して能事とするの制度に慣れ、高等文官試験の如きも殆ど全く形式的活人形を作る爲めに設けられてゐるの觀がある。

されば事務の簡捷を計るには成るべく下級の官廳若くは局課長に責任を負はしめ、上級(中央)の官廳若くは大臣次官等はたゞ其大綱を統べて、下級官僚若くは下僚に對し、成るを責めると云ふ風にあらしめたい。現時の制度では、聊かのことにてても大臣次官の印を取るにあらざれば決定せず、又中央政府に上申するにあらざれば處置する能はざるが故に、文書上の手續のみ徒らに繁雜にして、政務は益々澁滞するのである。而して大臣次官は多の場合



單に盲目印を捺すに過ぎぬのであるから、何のために文書の手續を繁雜にし、政務を澁滯せしむるか、殆ど無意味である。今若し斯かる無益の文書上の手續を省き、各局課長に責任を負擔せしめ重要事にあらざる限りは大臣次官に上申するを要せずして獨斷專行せしめ、殊に地方長官廳に政務を委任するの方針を採る時は、行政事務は非常に簡易となるが故に、多數の官吏を淘汰し得ると思ふ。今や特別會計による官吏を合する時は全國に於て無慮十六七萬人の官吏が居るであらうが、斯く多數の官吏を要する所以のものは畢竟行政事務の複雑より來るものである。故に行政の組織を改めて執務法を簡易にする時は其二三割の人員を減員すること

必ずしも難くはないと思ふ。

且夫れ現在の事實に徴して見ても實際に事務を取扱つてゐるのは屬官乃至雇員等であつて局長課長等は殆ど皆唯盲目判を捺してゐるだけではないか、而かも此盲目判を數多く押捺するが爲めに益々事務を繁雜澁滯ならしめ、無意味の吏員を多く使用してゐるに過ぎない、従つて下級官僚の責任を重くするといふことは唯彼等現在の働きを認めて是れに或程度までの權力を附與し、而して中間無用の官吏を減少するといふに止まるのである。實際に於ては従前と異なる所なくして唯だ盲目判を捺すものを減ずるだけで済むのである。蓋し我國の官等文官は官制上に於て行政官の中樞で



ありながら常に地位の變動を免れない地位に居るから——殊に局長及課長の如きは然り——行政事務は常に下僚に就て之を聽かなければ方角が分らない、稍重大の問題となれば一層擔當の下級吏員を呼んで聞き質し問ひ質したる上ならでは安心して盲目判を押しさない。従つて何の爲めに彼等の盲目判が必要なるかは疑問といはねばならぬ程である。論より證據、我國の高等官は所謂遲出、早退、茶を飲み煙草を吹かしつゝ雜談し、物見遊山的旅行——豫算費消の爲めにする——のみを樂しみとしてゐる。かゝる行政事務取扱振りは恐らく文明國に類例のないことと思ふ。此弊を改むるには高等官自ら一切の事務に當りて今日屬官及雇員の爲しつゝ

ある所を行ふか、又は屬官又は雇員等の下級者に責任を有たしめて無用無益の繁冗を省き贅吏を淘汰するかの外は無い。而して之を盲目判の押捺に慣れたるものに求むるは到底期すべからざるが故に吾人は下級官吏及下級官廳に責任を負はしめ以て事務の簡捷を計り之に依て國家の經費を節約し以て財政を緊縮すべしと主張するのである。

### 五 財政整理の骨目

進んで財政政理の大綱を論ぜんに、こは根本的に從來の遣り口からして改めねば駄目である、枝葉の事は暫らく差措きて時弊の



根本を絶たねばならぬ。而して吾人は先づ財政の遺繰政略を矯正し改正するの最も緊要なるを覺ゆるものである。昨年末——即ち現西園寺内閣が緊縮方針を呼號し「無い袖は振れぬ」など、いつてゐた時——日本銀行の兌換券發行高は實に四億三千五百萬圓に上り空前の膨脹を示した、是れ果して何の爲めであつたらうか、財界の必要に應じて遣つたのであるかといふに決して然らず。普通此の如く兌換券の膨脹したならば金利は高くならなければならぬ筈だが金利は高くなつてゐない。官報に出て來た週報を見ると、果然其何の爲めかといふことが瞭然と分つて居た。つまり政府の遺繰政策の爲めに此膨脹を來したのである。週報にも書いてあるや

うに政府の證券を八千萬圓から日本銀行が抱き込んだ爲めに之が通貨大膨脹の本となつて居る。何故に政府の證券を背負ひ込んだかといへば大藏證券で以て政府に貸上げ金が多くなつた爲めである。其れは又何の爲めかといへば第一は鐵道資金、次に國債償還の爲めに借替をしたのが主なるものである。而して鐵道資金の調達の爲めに何故日本銀行を苦しめたかといへば、桂内閣時代からの非募債といふ看板があるが爲めである。桂内閣では預金部から融通して居つた。然るに預金部でも、一方には地方の治水工事業や地方低利貸附資金やらに責められるから、どうしても日本銀行にたよらねばならぬ事になつて、それだけ通貨の膨脹を來したの



である。それから公債償還資金——これは倫敦に在る、所謂在外正貨だ、——あれを持つて来て國債償還をせねばならぬ豫算面である。處がアレを取つて来て國債償還をすれば在外資金が減る。其れが面白くないといふので大藏證券を發行して償還をする。即ち遣り繰りに外ならぬ。倫敦の、を引出しては信用に關するといふので、借金をして借金を返すといふ遣繰の爲めに通貨の膨脹を來たしたのである。其影響はどうかといふに、通貨の膨脹は物價の騰貴を惹き起して國民の生活を困難ならしめ、延いて輸出の減少、輸入の増加となるのは經濟自然の原則である。右は手近なる一例として挙げたものであるが、今迄が、つとさういふ遣り方で

ある。

國債を償還するといつては、或は外國から金を借りて内國債を拂つたり、外國債を拂つたりする。一體在外正貨は用途を指定してあつて、自由の金ではない。既に豫算も極つて居る。事業が進むに従つて其金を遣はなくてはならぬ。又満鐵の社債から流用したのも其事業が進めば遣はなくてはならぬ。又今一つは一昨年五分利を四分利に借換の時の、が剩つて居る。それは今年中に拂はなくてはならぬことに今年の議會で極つて居る。今年の國債は倫敦から持つて来て拂はねばならぬのに、それを取らずに、遣繰をして居るので、益々通貨の膨脹を來たしたのである。其結果物



價騰貴、輸出減少、輸入増加を來たして居るのである。これにて日本の經濟は立つかどうか。外國債の利子ばかりでも今日は七千萬圓を外國に拂はなくてはならぬ。其他軍艦などの買物陸軍の需要品の買入等政府の外國に拂ふ金はなかく、大きなものである。其上先年以來の輸入超過の爲めに外國に拂ふ金も少からぬ額で、之も現金で決済しなくてはならぬ。そこで正貨は減る一方であつて、今日の勢ではどうしても永きを保つことが出來ない。それを怖れて、在外正價の減ることを氣にして居るのであるが、其根原は遣繰政策の爲めであるといふ事が分つて居るかどうか。先づ其根本を改革することに心を用ひず末の方で心配して、只正貨準備

の維持にのみ腐心して借金の利拂に借金をすることにのみ苦心して居るのである。之では永く保てぬのは當然で、日本銀行の兌換券が早晚其活動をやめねばならぬことは分り切つた話である。

然るに當局者は一旦乗り掛つた舟であるから仕方がない。外債を募集して、正貨準備を持つて居る中には、輸出も追々増加し、産業も發展して來るから、何とか切り抜けて行けやうといふ考えしく、一生懸命になつて輸出の奨励をやる。産業の保護をすれば貿易が發達し輸出が超過して來ると思つてゐる。處が其考が根本から間違つて居るので今のやうな遣繰策をやつて居れば通貨が膨脹し、物價が騰貴し、輸入増加、輸出減少となるのは經濟の原理



である。商賣を御奉公にする商人といふものは一人もあるものでない。高いものを仕入れて、安く賣る商人は一人もあるものでない、物價騰貴があれば製作品が高くなる。さうすれば輸出の出來やう筈がない。今の政略は益々輸出を減少して輸入を増加することになる。何ば輸出を奨励しても行けるものでない。斯ういふ風で行けば正貨準備の維持の出來ぬのは誰が見ても明白であらうと思ふ。然るに政府の當局者は常分借金をしてやつてゐれば四五年の内には産業が發達すると、丸で雲を握むやうな空想で以て、輸出奨励と反對の政策を行つて居る。此勢で進めば日本銀行の兌換制度の毀れることは斷言し得る。數の上に於て疑がない。

之を改めるには根本から改革するより外に途はない。滯線は一切せぬ。在外正貨が無くなつても仕方がない、日本銀行が取付に會つても仕方がない。其結果一時は財界が沈衰して、産業の不振人心の萎靡を來たすやうな事があるかも知れない。けれども之は仕方がない。今迄間違つた筋途を踏んで歩いて來たのを、正しい道に返す爲めであるから、之を忍ぶより外仕方がないのである。一時を辛抱して財政を正當な途に進めるより外に策がないのである。財政整理の大眼目は乃ちそこである。それが出來れば其先きの區々たることは殆ど論ずるに足らぬ。それが即ち財政整理の大根本、其他いくらかもあるが、一口にいつて見れば根本の改革を斷



行するについては政費の節減が必要である。行政整理をやつて政費の節減を計らねばならぬ。

今日の有様では大藏省の證券が多過ぎるから之を改めねばならぬが、夫には今日の徴税法を改正せなくてはならぬ。さればといつて租税の納期を早くするとすれば、納税者の困難が一方でない。夫で一つの方法は會計年度の改正をすることである。今日の會計年度割は四月に始つて翌年の三月に終て居る之を七月から初めて六月に終るとにすると租税の収入が年度の半ばから多くなる。但し此會計年度の改正も過渡の一年は非常に困難にして今年改正をするとすれば四月に初めて來年に三ヶ月を延長しなければならぬ。

然るに此三、四、五の三ヶ月は収入が無くて支出の多い月であるから之を切り抜ける方法を講じなくてはならぬ。之が又餘程困難な事である。此方法を案出して、其處を切抜けさへすれば其後は面目一新すべし。今日では前に述べた通り遣繰りの爲に大藏省證券を發行するのを除いても、此年度割のわるい爲に一時巨額の大藏證券を發行する事になつて居るのである。従つて民間の生産的の金を引上げて、政府の不生産の仕事の爲めに使つて居る。之を改める爲めには大藏證券を多くせぬやうにしなければならぬ。然かし前の根本的改革に比すれば此の如きは固より區々たる小問題に過ぎない。根本の大改革を斷行しなければ、到底經濟が立ち行か



す國家を危険に陥れるから一日も晏然として居られぬ筈である。

現大藏大臣は其就職當時こそ稍々前記の急務に考へ及んで居つたやうであつて、世間も又山本藏相は根本から改革するかのやうに歓迎して居つたが、漸次其態度は一變して來た。而して只前内閣のやつた通りの事を今日まで繼續して居る。電車市營の外債募集も山本藏相の就職後の事で、外國駐在の財務官をして周旋せしめて居る。つまり借金の利子を拂ふ爲めに借金をする政略を廢めない。又在外正貨も取るべきものを取らずに大藏證券で以て遣繰をして桂内閣と同じ事をやつて居るのである。財政經濟の狀態が桂内閣時代と同じであるのは當然といはねばならぬ。否、實は一

層わるい状態を呈して來た。即ち昨年末の通貨大膨脹といふ事が現に眼前にあらはれて來たのである。されば財政整理の骨目は根本よりして從來の遣繰政策を抛ち且大に行政整理を斷行して政費を節約するといふの外にはないのである。

### 六 官業及特別會計

次に現今の官業及特別會計に關しても尙大に整理の餘地あるを認む。元來政府といふものは官業の機關ではない。其性質上からいへば寧ろ營業に不適當にして濫りに手を着くべきものでない。但だ人民幼稚蒙昧にして未だ事業の經營に慣れず、有利の事業を



も放棄して顧みざる時に際しては政府自ら率先模範を示す場合が無いでもないが、今日の我國の狀態は最早さういふ時代でない。然るに關はらず我國の政府事業は頗る廣大にして當然民業に委すべきものをも官營となし却て益々其風潮を盛にするの傾がある所謂民業壓迫論や、官業不經濟論の起るのは至當のことであると思ふ。蓋し官業主義其もの、可否は假りに別問題としても、政府事業の爲めに財政上に累を及ぼし、其影響は延いて國民經濟を紊亂する恐れあるは吾人の憂慮禁じ難き所以である。例せば政府が鐵道國有制を實行した爲めに如何なる影響を來たして居るか、常に我國の財政と撈み合つて鐵道本來の進歩を阻害せるのみならず

財政の遺線に供したことは一再に止まらない。而して其結果は層一層財政の基礎を動搖せしめてゐるのである。之を特別會計に移したからとて直接と間接の差こそあれ、事實に於て我財政に撈み付き居ることは少しも變りはない。預金部の金を流用したり、短期證券の發行を企てたり、甚だしきは在外正貨補填の爲めに南滿鐵道の社債を起し之を利用したりしてゐるではないか。

政府は軍器の製造を民間に委ねては秘密を保たれないといつてゐるが現に英國でも獨逸でも軍器軍艦の製造は總て民間事業となつてゐて毫も秘密の洩れる恐れがないのである。我製鐵所の如きも始めは軍器の獨立を標榜して起つたものが今日では事業次第



に擴張されて多くの普通の市場品を造る目的となつてゐる。又製絨所の如きに至つては更に民業に移した方が可いのである。最も製鐵所や軍器製造は民營としても餘り利益の多いものでないから敢て民營主義を振廻すにも及ばぬが、然かし官營でなければならぬといふ理由は少しも無い。否、官業の經營の不經濟なるは天下の認むる所であるから、民業に移した方が幾分の利益があるに相違ない。各種專賣事業は歳入を得る爲めに政府で遣つてゐることゝて其可否は自から別問題であるが、これも無論民間の會社に請負はして差支がない。殊に鐵道の如きは國有になつて以來、既に八年にもなるが當初の目的たる統一といふことは何等實現されて

居らぬ。統一したのは従業員の製服位である。一旦國有にしたものを忽ち民間に拂ひ下げる事が出来ぬとならば、鐵道は政府の所有とし運輸其他の營業丈けを民業に委ね又は官民合同の經營としたらば善い。佛蘭西の如きは現に鐵道は官有で運輸は民間で遣つてゐる、伊國も亦た殆ど同様である。然るに政府は頻りに官營主義を執りて着々事業擴張を企つるが爲に累を財政に及ぼすのである。されば行政及財政整理の一要項として是非適當に今日の官業を整理するの必要がある。

特別會計の亂雜不統一なるに至つては議會に於ても屢々問題となつてゐる、現に二十八議會にも随分其攻撃があつた。(一般會計



には所謂緊縮とか節約とか唱へつゝ、臺灣などでは六年計畫を以て六百萬圓の事業擴張を企て、又百六十萬圓の歳出増加となり、剩餘金も四百萬圓に上つてゐる、即ち臺灣としては今日の一般會計に比較して非常の積極主義といはねばならぬとの非難があつた。朝鮮にも滿洲にも到る所に認められる。能く之を適宜に整理したならば此中から一千萬圓位の眞實の緊縮節約を爲すことは決して至難でないと思ふ。

## 第四篇 方針論

### 一 實際上の大問題

本論に於て吾人の説かんと欲する所は刻下喧囂を極むる制度整理を遂行するに當りて如何なる方針を執らなければならぬかといふ問題に關して吾人の所見を明らかにしたいのである。即ち實際問題、政治問題として之を研究し、一日も速かに實行の緒に就かしめ、其効果を擧げしめんと欲するのである。

西園寺内閣が、首相自ら臨時制度調査局委員長となりて、行政、税政及財政の根本的整理を行ふやうになつたのは何が爲めか、言



ふまでもなく國家の財政を堅實ならしむるが爲めに外ならぬ。事務を簡捷にし繁冗を去り贅費を省き國民の負擔を平衡ならしむるといふことは、制度整理の目的には相違ないが、然かし之を促かして其急務を自覺せしめ、竟に大銳斷を揮つて是非之を爲し遂げなければならぬといふやうになつたのは、疑ひもなく財政状態の不良なる爲めである。乃ち制度整理が緊要焦眉の急と認むるに至つた勁烈切實なる動機は財政上の必要から來てゐるのである。さればこそ現西園寺内閣は一にも制度整理、二にも制度整理、三にも四にも又制度整理の結果に待つと稱し、此口實の下に辛ふじて四十五年度の豫算を成立したのである。海軍の擴張も、所得税其

他の改正も、來年度以後の歳入の不足も皆悉く制度整理から生み出さねばならぬこととなつてゐる。従つて悠悠閑々、長年月を費して各省各局から部分的に調査し整理するといふのでは目前の急を救ふに足らない。ソレよりも先づ第一に國家の歳出中より何割何千萬圓を節減すべしといふ大方針を立て、此大方針の下に各省各局の廢合整理を行ふが肝要である。然らざれば決して所要の目的を達することが出来ない。

單に理想的の見解よりしていふ時は各省各局課から部分的に研究調査を積み、之を綜合して統一的整理を企つるといふが至當ではあらうが、斯くては實際上の要求と適合し難く、且つ現時の實



情を以てしては到底効を奏するを得ない。此故に首相自ら大體の腹案を立て、高壓的——高壓的といふ語に弊あらば大處から觀察し來りて——之を各省に奉體依準せしむるの外はないのである。而して其腹案を立つるに當つて最も主要の材料——寧ろ唯一の材料——となるべきものは現時の財政状態を安固にするに必要なだけの經費を節減するといふことである。換言せば首相に腹案ありや否や、といふことが今回の制度整理の成否をトすべき根本の要件である。

然らば首相は如何なる腹案を立てねばならぬか、吾人は敢て他人の心理を忖度するの必要はないのであるが、然かも目前に現は

れたる財政上の要求は既に國民の齊しく熟知する所である、而して西園寺首相及び山本藏相は國防充實、税制改廢其他に關し既に屢次聲明し公約してゐる。されば其言の虚妄又は出鱈目にあらざる限り、制度整理は最早既定の問題であるといつても差支はない。一日之を斷行すること早ければ即ち一日の利益あり。國家の健全なる發展を期する爲めに吾人は一日も早く之を實現せしめたいと思ふ。蓋し最早既定の問題である以上は、何も故らに來年度まで之を引延ばさねばならぬ筈が無い、宜しく直に着手し實行するが當然である。之を各省各局課の部分的調査に待ち然る後其調査の結果に成れるものを積集して整理を行ふといふ遣り方に依る



べからざること前述の如くであつて見れば、首相の決断一つにて即座に整理の大綱は成るのである。首相先づ決して各省各局に依準せしめ節減緊縮を行ふ外に、適當凱切の方法なき今日に於て之を次年度の豫算に待つといふは全く無意味である。若し之を無意味といふ能はずば眞實に整理を行ふ誠意が無いものと見做さなければならぬ。語を改めていへば唯々眼前一時の安を貪る爲めに言を制度整理に籍れるものなりといふも誰か之を拒むを得んや。吾人が二十八議會に於て現西園寺内閣の財政状態を精査したる結果、六千萬圓天引論を唱へたるは即右の理由に基くのである。難きを政府に求むるにあらずして、最も爲し易く最も効果多き方法を提案したのである。

然かも世上尙或は吾人の論旨を充分に解釋し得ざるものあるやも計り難ければ、以下更に吾人の意見を細説しやう。

## 二 量入制出とは何ぞ

吾人が四十五年度の豫算總會及本會議に於て六千萬圓天引論を唱へたる趣旨を明らかにするには、議論の順序として現西園寺内閣の財政状態より説明するの必要がある。政府の原案を見ると明治四十五年度豫算に計上されたる一般會計の歳出は、經常歳出約四億千百九十萬圓、臨時費歳出約一億六千九拾萬圓、合計五億七



千二百八十九萬圓となつてゐる——此他に特別會計に屬するもの六十種以上に及び世界無化の複雑を極めてゐる——右の一般會計からして約一割即ち六千萬圓を減じ其款項の金額は政府と協議の上之を定め以て豫算を組改むべしといふのが吾人の主張したる所である。

抑も現西園寺内閣の財政程、其當初多大の希望を以つて迎へられ而して失望を以て、終つたことは未だ曾て例がない。初め現内閣が組織され、山本君が大藏大臣に任ぜられるや、一般國民は、山本君が如何なる手腕を此財政の難局に振ふであらうかと、非常の興味を以て迎へたのであるが、果然、山本新藏相は前内閣の財政

方針に對し、大改革を加へて、或は緊縮の方針を以て、豫算を編成するとか、又は消極の方針を以て、積極主義中毒の大弊を改めるとか、種々な噂が世間に起り、事實上山本君も、此決心を以て奮起するの氣色を示した様であつた。ソレで世人は前西園寺内閣の失敗に徴し、新政府に對して、幾分の不安を抱いて迎へたに拘らず、後には大なる希望を寄せて、山本藏相の新經綸を期待するに至つた。(藏相就任後幾くも無く、株式界の活況を示したる事實を見よ)所が、二十八議會に提出された所の豫算を手に取りて熟々審査すると、少しも面目を改めた所は無い。總て前年度の豫算を踏襲したのであつて、尙其上に、一般會計に於ては、前年度豫算よりも



多少歳出が増加して居る次第で、緊縮又は節約と云ふ趣意は、一點も見出す事が出来ない。一般會計は斯の通り、緊縮の實が備らずに編成されたのみならず、特別會計に至つては、節制どころか從來の豫算よりも頗る膨脹して居る、朝鮮なり、臺灣なり、或は鐵道なり、總ての特別會計は、皆從來よりも、其輪廓を餘程大きく擴げて居る。一時は無袖は振れぬと稱して大に豫算の緊縮を試み、之が爲に各省當局と難戦苦闘されたと傳へられたに關はらず事實は然らずして國民が一日千秋の思を以て期待せる財政上の良劑は少しも投ぜられないのみか、却つて敵藥の分量が増されて居る。是れ即ち私が、今度の豫算程、希望に始まり、失望に終つた例が

無いと云ふ所以である。

然るに山本藏相が、四十五年豫算を帝國議會に紹介せる時に『此度は、入るを量つて出づるを制するの方針を執つた』と云ひ、(本年一月廿三日の衆議院に於て、山本藏相は豫算案を説明し、『此四十五年度の豫算を立つるに當り、専ら歳入歳出の均衡を得るが爲めに、普通の歳入及前年度の剩餘金の許す範圍内に於て、相當の計畫を立つるの方針を採れり』と云ひ、又た早速整爾君の質問に答へて『入るを量つて出づるを制するの主義を執る』と辨明せり)其聲は今も確かに吾人の耳底に残つて居るのである。されど四十五年度豫算は、果して入るを量つて、出づるを制するの實を現は



してゐる乎。委員會に於て三週間の努力を積むで、該豫算を審査したる結果、所謂る量入割出の實質を認められたであらう乎。不幸にして我々は更に其痕跡をも見出し得ないのである。何となれば本年度豫算を實行するには、二億餘圓の借金をしなければ、遂行することが出来ないといふ結果を齎らしてゐるではない乎。若しも借金即ち公債、借入、證券發行等に依て一時の収入を計つたものも矢張り『入る』と云ふ中に數へ得るならば、帝國政府の信用を賭して、如何なる不利の條件をも顧みず、又如何なる高利を拂つても構はぬと云ふ事であれば、一億や二億、乃至三億四億の借金をする事は、左迄難事ではないのである。此借金を當てにした豫

算が、果して入るを量つて出づるを制するの豫算であらうか。若も之を以て量入制出の豫算とするならば、五億七千萬圓の歳出を増加して、十億又は十五億の歳出豫算を編成し、從て之を借金で支辨すると云ふ計畫を立てても、矢張り歳入出の均衡が保たれ、入るを量つて出づるを制するの豫算と云へるのである。但し、山本君が大藏大臣に就職され財政の現状を實地に視られた當時に於て迎も現状のままでは財政の切り盛りが六づかしいから、思ひ切つて緊縮を加へ、入るを量つて出づるを制するの方針に依り、確定の歳入を於て、總て切り盛りを付け、借金支辨の經費の如きは、成るべく削除したいと云ふ方針を熱心に懷かれたに相違無い、必



す此精神を以て努められたに相違無い事は、我々も信ずる、併しながら此大方針は、種々な情弊や、是れ迄の行掛りの爲めに、實際に豫算の上に現はす事が出来無かつたのであらうと思はれる。山本藏相は議員の質問に答へ「自身遂行の出来ぬ様な豫算は決して編制せぬ、責任を以て此豫算を遂行する」と議會の壇上に於て大に力まれたが、所謂る眼高くして手低しで、自身が熱心に主張する量入制出の方針さへ、尙且豫算の上に實現する事の出来ぬ様な伎倆で以つて、借金を當てにした豫算に對し、責任を以つて遂行すると力まれても、我々は信ずる事が出来ないのである。

### 三 危険なる血路

今其遂行の困難な事由を擧げると、四十五年度豫算も、矢張り従來と同じく、従來の借金支辨に屬して居る事業は、依然として皆之を借金支辨に屬せしめてあるが上に、更に大藏證券（政府の發行する約束手形とも謂ふべき、一種の短期公債にして國庫の収入は、租税の納期に依り、或る月には支出収入に超過する時あり、特に民間の決算時期たる益暮等に於ては、國庫は金融政策上公債利子の支拂ひ等を多くし、民間の資金は成るべく收入せぬ様の手心を要す、斯る場合にも、國庫は一定又は臨時の支出を延期



すべからざる故、大藏省に證券發行權を與へ、利付又は割引の短期の債券を民間に賣り出すの便法を設く、但し其發行には矢張り立法監督を必要とし、毎年度豫算に於て、該年度の大藏證券發行高を制定する法規である）は、是まで最高限が八千萬圓であつたのを、四十五年度には、一億圓に増加して來て居る、此増加の理由として、山本藏相は、我財政の窮迫なる事情を明白に議會に於て打明けたることは既に一般國民の承知してゐる通りである、（本年一月廿三日衆議院本議に於て、片岡直温君は、山本藏相に對し大藏證券増加の理由を質問し、『煙草專賣運轉資金に八百五十萬圓製鐵所の運轉資金の爲めに、二千百萬圓の證券發行あり、之に一

億圓の大藏證券を加ふれば、通計一億三千萬圓也、尙之に加ふるに鐵道資金の爲めに既發債券四千萬圓と、四十五年度にも鐵道の爲めに同額の資金を要す、若し之を大藏證券に仰ぐとせば、四十五年度の證券發行額二億一千萬圓に上るべし、然るに一方には朝鮮事業費あり、是亦公債に依るとせば、金融市場は非常の攪亂を受けん、而して國庫の剩餘金は今や三百七十萬圓に止まりて遺繰の餘地無く、從來の實例に依れば、民間の大藏證券消化力は五千萬圓を超えず、此市場に向つて右の如き募債の計畫を立つるは、疑悞の他無し』との越旨を述べた。此質問に對し藏相は『四十五年度豫算増加の爲めに、證券發行額を増すに非るも、片岡君の



唱へらるゝ國庫剩餘金減耗は事實にして、從來國庫には五千萬圓乃至四千萬圓の巨額なる剩餘金ありしに依り大に融通の便ありしも、今や既定繼續事業の進行と共に、追々に剩餘金は減耗し、證券發行額増加の必要を感ずるに至りし也、尙鐵道資金の如きも、敢て豫算を増せるに非ず、從來の儘之を踏襲せる次第なるも、國庫剩餘金不足の結果は之を公債とするか、債券とするかは、今後の經濟上の有様に依つて決する外無し』との趣旨を答へてゐる。

勿論我財政の困難に陥つて居る事は、苟も財政に心を寄するものが、皆一齊に認めて居る事實であるが、當局者たる大藏大臣の口から、斯程までに財政の窮迫して居る事を、明々白地に打明け

られたのは、此度始めとする事であつて、尠からず日本國民に警戒を與へた。而して大藏大臣が正直に、有り體に、此國庫の窮狀を告白されたのは、我々も頗る感謝する所である。此告白に依つて政府は勿論、國民も大に警戒を加へて、我財政を此窮迫より救はんと努めるに違ひ無い。斯くして財政を改善するを得るとすれば其端緒は、大藏大臣が其窮狀を打明けられたるに始まる次第で、此邊は頗る山本大臣の正直なる白狀を多とする。扱其白狀に依れば『從來國庫に屬してあつた特別會計の資金も、悉く使ひ果し、一時の繰合せを付けて、流用する資金は、殆んど皆無に成つた、随つて歳入に先だち歳出を要する場合には、どうしても大藏證券を發



行する外に手段が無いから、八千萬圓發行額を一億圓に増加する必要がある』と云ふ次第で、財政は此通りに窮迫して、最早國庫所屬の特別資金が無い、甚だしきは清國の事變に對する、僅々百五六十萬の經費の支辨さへも、貨幣整理資金又は森林資金の中から、辛ふじて繰り合せて『此以上には、何うしても右兩資金の繰合せは付かない、何故かと云へば、貨幣整理資金は九百萬圓もあり、森林資金も幾百萬圓があると云ふのは、唯帳面の上に残つて居る丈で、事實國庫に運用されて居るから、現金が積むである譯ではない、故に右兩資金の仕事に手を着ければ、勢ひ大藏證券を發行して、國庫の窮乏を救ふ外は無い』と、大藏大臣は委員會

にて明瞭に答辨して居るのである。开處で、此上に若し清國事變の爲めに、金を要する事に成れば勢ひ止むを得ない、座視傍觀も出來ぬから金の掛る丈は支辨の道を付けねばならぬ、其財源をどうすると云へば、國債整理基金を流用し、公債償還を止めて、此方に使ふと云ふより外に手段が無い、尤も十二月に償還すべきものを、年度末の翌年三月迄延ばせば、其間の流用は出来るが、どうして使つた金を返すかと云へば、返す道は無いと云ふ。國庫の窮乏は實に斯う云ふ有様に陥つて居るのであるから大藏證券の最高額が一億圓と極まつたならば、必ずや最高額迄證券を發行されるに相違無い。



然るに従来大藏證券が八千萬圓の時に於ても、極度まで發行した例は殆んど少いが、今後は無論最高限迄發行せねば成らぬ窮境に陥つて居る。所が、經濟界で金融緩漫を告げ、大藏證券の需要が多い時でも、尙且五千萬圓以上の證券が、民間に賣れ行いた例は殆んど無いのに、一億圓の大藏證券の外に、專賣局製鐵所の融通證券を合せて、一億三千萬圓の大藏證券を發行するとすれば、結果はどう成るであらう乎——四億三千萬圓の兌換券發行額中、民間への貸出し高は、多くとも一億五百萬圓を踰へざる實況也——民間では無論此發行總額を吸収する力は無いから、政府は日本銀行に絶つて應募させる外に手段は無い。然かし日本銀行と雖固よ

り無限の資力は無いのであるから、勢ひ兌換券を増發するより外に途が無い、尙此證券の外に、鐵道の資金、朝鮮臺灣の公債、其外總ての借金支辨の經費は、皆日本銀行に打つて掛るより外に仕方が無い、日本銀行は亦止む無く、兌換券増發を以つて、之に應ずるとすると、兌換券の増發は、通貨の膨脹で、通貨の膨脹は物價の騰貴を促し、物價の騰貴は輸出の減退、輸入の増加、正貨の流出と云ふ惡現象を呈さ無ければ止まぬ。即ち入るを量つて出づるを制するの看板は、表向であつて、内實は證券發行額の増加、別言すれば借金の増加に因り、辛く一方の血路を開いた有様ではあるが、其血路たるや、大藏證券制定の根本原理に従ひ、當然民



間に賣り出すべき筈であるのに、此方角は行き止りであるから、横道の日本銀行に外れ、兌換券を増發させると云ふ窮策に陥り、其結果は兌換制度の基礎をも危くする事と爲る次第で、所謂る血路は國家の爲めに寒心に堪へざる危道である。

#### 四 憂懼すべき状態

日本の正貨準備は、將來誠に憂慮すべき状態である。山本藏相は『政府所有と日本銀行所有とを合せ、在外正貨は三億幾千萬圓で日本銀行發行の兌換券總額と略匹敵するから、日本の正貨準備は豊富である』と、議會で説明してゐるが、斯く一方に於て極めて

樂觀的の言をなしながら、更に他方に於ては『公債又は市債社債等の外國債利拂の外に、政府の外國拂ひも随分多く、合せて一年に一億圓餘の外國拂を要する、ソレで帝國領内の産金額、又は外國から貿易の外に入つて來る正貨を差引いても、尙八千萬圓の正貨拂を要するのである、是は貿易の出入相匹敵するものと見ての計算である。故に一年八千萬圓の海外拂ひとすれば、二年位は左程慌てずとも宜いと考へる』と説明された、百年安泰を期すべき正貨準備が、二年間は先づ大丈夫と云ふのは、頗る心細い次第といはねばならぬ。

其上に一年の海外拂ひが單に八千萬圓限度に止まるならば、大



藏大臣の云はれた通り、二年位は慌てずとも宜からうと考へらるるけれども右は貿易の状態が今後出入均衡を保つものと假定しての咄である。然るに貿易の大勢はドウかと云ふに年々巨額の輸入超過となつてゐる。五千萬圓、六千萬圓の入超を見ぬ年は殆んど少い、殊に近年は政府の財政政策の爲め、益々貿易の逆勢を熾んにする姿で、即ち外債を起して直接に外資を輸入し、又は外債を外國銀行に預けて、所謂在外正貨の缺乏を補ふと共に、ソレを引當に内地で兌換券を増發するといふ有様なるを以て、物價騰貴、輸出抑壓、輸入獎勵の惡結果を來し、兌換制度自然の妙用として、正貨準備が減すれば、ソレ丈兌換券を收縮し、其結果として正貨

を吸収すると云ふ本來自然の働きが、此誤まつた財政政策の爲めに妨げられ、兌換券を收縮すべき時に當つて、却つて之を増發し、益々經濟界を攪亂して、入超の逆勢を導くと云ふ愚劣至極の政策を執り來つたのである。ソレを現内閣も繼續して居る、現に東京市の電車市營の爲めに外債を募集してゐるが、こは即ち在外正貨を補填せん爲めに、倫敦の銀行へ積み置かん爲めではないか。而して其積金を引當に、兌換券を増發し、之を電車會社の株主に配當する、其金高は七千萬圓であるから、配當すれば忽ち七千萬圓の通貨膨脹が實現する、斯様な政策を執つて、貿易の均衡を保たうとは、火を救ふに油を注ぐの類である、政府の當局者は往々産



業獎勵を説き、産業さへ發達すれば、外國拂ひも貿易の出超で、決濟される杯と唱へるが、而かも其實際の結果は却て産業を厭迫して、物價を騰貴させ、輸出の出來無い様に仕掛けてゐると異ならぬ。

事實上述の有様なれば今後も年々三千万圓乃至五千万圓の入超を見る外は無い、五千万圓の入超とすれば、海外拂ひは一億三千万圓である、若し七千万圓にも入超が増せば、一億五千万圓の正貨が飛出す譯で、三億の正貨は二年で消へる勘定である——本年の米價奔騰外米輸入の現勢に見れば、貿易は益々寒心すべく、一月の入超累計は昨年よりも大なるに見よ——大藏大臣は、二年位

は慌てずとも宜いと云はれたが、今から準備せねば、二年後に幾ら慌ても追付くことではない。抑々正貨準備の基礎を固くすることは、各國皆之を勉めて居る、勿論、正貨準備の基礎危くなれば、兌換制度の崩壊を來して、啻に經濟界を悲惨の状況に陥れるのみではない、正貨準備は他の一面に於て、又國家有事の際に於る軍用の準備である、一旦緩急あれば、陸海軍の兵力を動かすものは、即ち此正貨である、紙幣を以て海外に陸海軍を動かす事は出來ない。故に兌換制度の崩壊は、啻に經濟界の混亂を來すのみならず、正貨一たび缺乏したならば、若し國家事ありと雖も、百萬の陸軍も、六十萬噸の海軍も何も成らないのである。随つて正



貨準備の基礎を危くするは、兌換制度の崩壊を招くに止まらず、又延いて國家の存立に危害を及ぼすものと斷じて敢て差支はない。是れ實に非常なる實際問題である。我國の現状は此の如く二年を出でずして正貨準備の缺乏を來すといふ、危険至極の有様に陥つて居る、八千萬圓の利拂ひの外に、入超の逆勢は一轉するの見込無く、兌換制度の基礎は、非常な危険に瀕して居る、此危急の秋に當つて、山本大臣が『經濟界は急激な變化を忌む』などと、晏然として居られるのは、國家の重きに任する、責任を知つたる政治家の態度とは、我々はドウしても信じ得ない。

### 五 吾人の主張と理由

國家財政の現況前述の如くなる以上、之を救ふの途は財政を根本から改革するより外に道は無い、實をいへばソレも既に稍後れて居る、戦後の後に政府當局者が吾々の主張に従ひて活眼を開いてゐたならば、今日は既に戦争の創痍も癒へて、經濟界も順境に向つて居る時にあつたらうと思ふ。經濟界既に癒へ、國富み民豊かに成つて居れば、今日は、一轉して御用堂諸君の所謂積極主義を實行する事が出來得るの時機に會つてゐるであらう。其初めに於て、大緊縮を加へて、民力を養ひ、經濟の發達を圖るべき時に



當つて、漫然と積極説を振り廻した爲めに、經濟界を混亂させ、戦後八年の今日に、尙當年の創痍も癒へず、政界益々不順の厄境に陥ると共に、財政も亦其反動を受けて悲境に沈み、積極説を行ふべき時に當つて、泣く泣く之を捨て、消極主義に依準せざるべからざる苦境に陥つて居るのである。

既往の事は言ふも効なし、今更ら嘆いても詮方なければ吾人は敢て之を追窮せざるべし。假令遅れたりと雖今日之を爲すは尙之を爲さざるに比すれば大に優れり。されば今日我國の財政を根本的に改革し、根底よりして其組立てを換へる爲めに先づ當面の第一着手として四十五年度の豫算から大節減を加へて掛らなければ

ならぬ、是が即ち我々が來年の豫算に向つて、六千萬圓の削減を提議したる所以である。而して六千萬圓か七千萬圓か、其金額にこそ多少の異論はあれ、大體に於て、政費の大節減を加へ無ければ成らぬと云ふ必要は各政黨皆之を認め、制度整理を表榜せる現内閣も又之を急としてゐる。其他財政の何たるを知るものは、悉く此必要を感じずには居られぬ。

然るに政府諸公は税制整理、海軍擴張其他四方八方に多くの公約を爲しながら之を本年度に行はずして強て來年度に延ばさんとするは如何なる心積りあつての事である乎、本年度の豫算に、大斧鉞を加ふる決心と手腕なくして、次年度の豫算が完全に編制さ



るべしとは受取り難い道理である、而して政府が二十八議會に提出されたる當面の豫算、即ち來年度の歳計は、上來既に述べた通りで、其遂行は非常の困難である、併し、前にも申す通り、經濟界を壓迫するも一向頓着せぬ、只豫算が通過さへすれば、高利でも不利の一條件でも一切構はず、借金をして之を押し通すと云ふならば、ソレは遂行も出來やうが、此無理を押し通すとしても、次年度の豫算をどう鹽梅される乎、海軍の充實は年々四千萬が五千萬か、今我々に豫測は出來ぬが、兎に角頗る多額な金を要する又所得税營業税の改正にも鹽の引下にも、皆金を要する、彼れ是れ見積れば、六七千萬圓はどうしても從來の歳出に、節減を加へねば出

來ないと云ふ事は、誰れが算盤を取つても明白である。政府は之を如何せんとする乎。問ふて此に至れば、現内閣當局の遁路は、只、制度整理局の一條あるのみである。

而かも制度整理局が何の役に立つであらうか、若し各省の屬僚連に委して其成案を頼みとするものあらば、そは不明の甚だしきものである、此頼むべからざる整理局を頼むで明年を待つは、苟も政界に立つもの、取るべき道では無い、先づ第一に四十五年度豫算は、遂行不能の豫算たることを覺悟すると共に、斷然斧鉞を之に加へて、來年度豫算を遂行可能のものとし、且一方には、經濟界の渴仰する救療の要求を充たし、他の一方には、次年度の爲めに前途



の暗礁を除いて、國連の進展に便にするが議政の任に當るもの、最大の責任である。蓋し制度整理局の、頼むに足らざる事は、恐らく何人も之を認め、其結果に就て世上不安の念を抱いてゐないものは無いと思はれるが、農商務の次官を提へて、之に農商務を廢止し、又は其局課を廢止する案を議させ、文部の次官局長を引き出して、文部省を廢し内務の一局とせよと云ふの案を議させ、果してソレが出来るであらう乎。而かもソレを遣らなければ、政費の節減は出來無い。此故に制度整理局をして果して實際の働きをさせ様と云ふならば、先づ大方針を定めて、此大方針の實行方法を調査させる云ふ事では無ければならぬ、即ち豫算で責め付け無ければ、制度

調査局は働かない、五億七千萬圓の豫算を五億圓に改め、之を以て支辨し得らるゝやうに、行政組織其他の命令の改正を行はしめ、斯くて政務の進行に差支へぬ様調査させる事ならば、大整理も又得て望むべしであるが、制度整理局任せで、細かい所から調査を仕上げ、此豫算の歳出總額に數千萬圓の節減を見やうと云ふならば、は木に縁つて魚を求むるよりも甚だしい間違である、此制度整理局が、活きて働くもので無い事は、歴代の内閣が企てたる行政整理の歴史が明白に證據立てゝ居るから、如何に西園寺總理大臣が畢生の事業として生命を賭して掛られても、五六百萬圓位の調査なら或は出來得べけんかなれども現在の財政を根治する程の仕事は



決して此整理局に望むべからざる事であると思ふ。望むべからざるに希望を繋ぎ頼むべからざることを頼みの綱とするは實に悲しむべく慙れむべき一種の嬉劇である。強て之を頼みとせば現内閣は決して長く維持は出来ぬ、來年度豫算の履行不能の爲めに倒れるか、左も無ければ本年度秋の交に於て解決すべき、次年度豫算を論議する事が出来ずに倒れる、伊藤公の内閣も豫算不履行で倒れ、前西園寺内閣も公債政策不可能で倒れたではないか。

我々は決して難きを政府に責めるのでは無く、政府も現に八方に公約した以上、ドウしても従來の歳出を五六千萬圓節減せねば次年度の豫算も組めないものであるから吾人の主張に對しては政府

も議會も全部同一の意見なのである。唯々今年と來年と、其緩急時期を異にするに過ぎぬ。果して次年を待つて出来るならば、尙恐ぶべきであるが、これ大なる疑問なると同時に又大なる危険である。正貨準備は今後二年しか保てぬといふではないか、益々通貨膨脹し、益々貿易は逆潮を呈し、益々經濟界を攪亂するではないか。次年度に爲さるべからず且爲し得べき事である以上、本年之を爲し得ない理由なく、又爲して悪いといふ筈はない。是れ吾人が六千萬圓天引論を以て四十五年度豫算の大節減を唱へたる所以である。

\* \* \* \* \*



吾人の財政観は議會終了後に於ても素より何等變ずる所は無い我々の主張したる天引論は今も尙活きてゐるのである。政府が六七千萬圓の大節約を斷行し以て財政の基礎を確立せざる間は、吾人の意見は生命あり活氣あり且緊要なる實行方針として繰返さねばならぬと信ずる。

二十八議會に於ける吾々の主張は不幸にして容れられざしと雖西園寺内閣——若くは其後の内閣の何人に組織さるゝるを問はず——天引主義に依て財政上の根本的改革を企てざる限り、到底効果を奏し得べしとは思はれない。些細なる各省各局課の事務を調査し其研究せる結果を積聚し來りて大なる制度整理を行はんと

する如きは空望に近しといふを憚らぬ。抑も現西園寺内閣は能く之を實行し得るや否や、近き將來に於て自ら豫算執行不能の爲め若くは來年度豫算編成難の爲めに吾人の豫言せる如く終に崩壊することなき乎。然らば其後の内閣は即ち如何、假令内閣は幾度交迭し首相其人を代ふること幾人に及ぶとも、事實は蔽ふべからず眞理は最後の勝利者也、吾人は事實問題を捉へ實際に行ひ得べき主張を世に布きて國家財政の根本的改革を唱ふるものである。

制 度 整 理 要 論 終



明治四拾五年四月十三日印刷  
明治四拾五年四月十七日發行  
明治四拾五年四月十七日再版發行

問題叢書第參篇  
制度整理要論

不許複製



編纂兼  
發行者

永代靜雄

東京市小石川區高田豐川町三八番地

印刷者

片岡武一

東京市小石川區新諏訪町二番地

印刷所

東京市小石川區新諏訪町二番地  
明治製版印刷合資會社

正價金卅五錢

郵稅四錢

發兌元

東京橋區新肴町壹  
振替東京壹參八七四

大

勢

社

電話東京橋二三三五



問題叢書第一卷

既刊 內容と世評

法學博士 應慶大學教授 堀江歸一先生著

# 緊急經濟論策

正價一冊  
金卅五錢  
送料四錢

『萬朝報』近時世に「通貨問題」に筆を起し兌換制度の現状を述

保證準備及制限外發行等の重要事項を説き又通貨と物價の關係を論じ

其結論には兌換券の最低額を十圓以上に引上げ金融流通の必要を述べ

論議明晰能く財政經濟の事情に通じ該博の知見を布きたる者と云

「東京日々」頃者日銀總裁の物價必ずしも通貨に關係無き

「やまと」著者が我國財政經濟の實情に精通するは世に定評あり、

以て巧に論旨を運 著者得意の壇場と謂ふべ

「東京朝日」經濟病的情態を痛論し精核徹顯る時機に剴切す

大勢出版社圖書大賣店

東京 大阪 名古屋 京都 久留米 大連

東京 隆盛堂  
北 誠堂  
至 田屋堂  
上 明堂  
良 海堂  
東 文館  
寶 文館  
盛 文館  
川 瀨書肆  
小 澤書肆  
東 枝律書房  
菊 竹書房  
大 阪屋號

東京大勢出版社發兌



開題叢書第二篇

既刊

# 國家と宗教政策

光山 惠美孝三先生著

正價一冊  
金卅五錢  
郵稅四錢

- △該博精透なる文明の批評也
- △高遠なる思想問題の指針也
- △嚴肅なる國民道德の光明也
- △現代思潮の解釋指導者也
- △教育家の地位及權威を高む
- △自覺的宗教の意義を宣揚す
- △國家の合理的政策を説示す
- △國民理想の確立體得に資す
- △信念徳教の振興方法を教ゆ
- △人格修養の基礎概念を説く
- △經世済民の根本義を明にす
- △清新剴切の統一知識を開く

本書は

内務當局の宗教利用問題一たび出でて學者宗教家及教育家等の論議紛々たるに際し、徹底的根本解決を與へんが爲めに出づ。著者は論壇の驍將にして操觚界稀覯の學者也。文明批評家の見地に立ち道德、教育、法律、歴史及社會問題の各方面より精透なる統一的論明を加ふ。言々皆權威。經國済民の士に對し特に精讀を懇請す

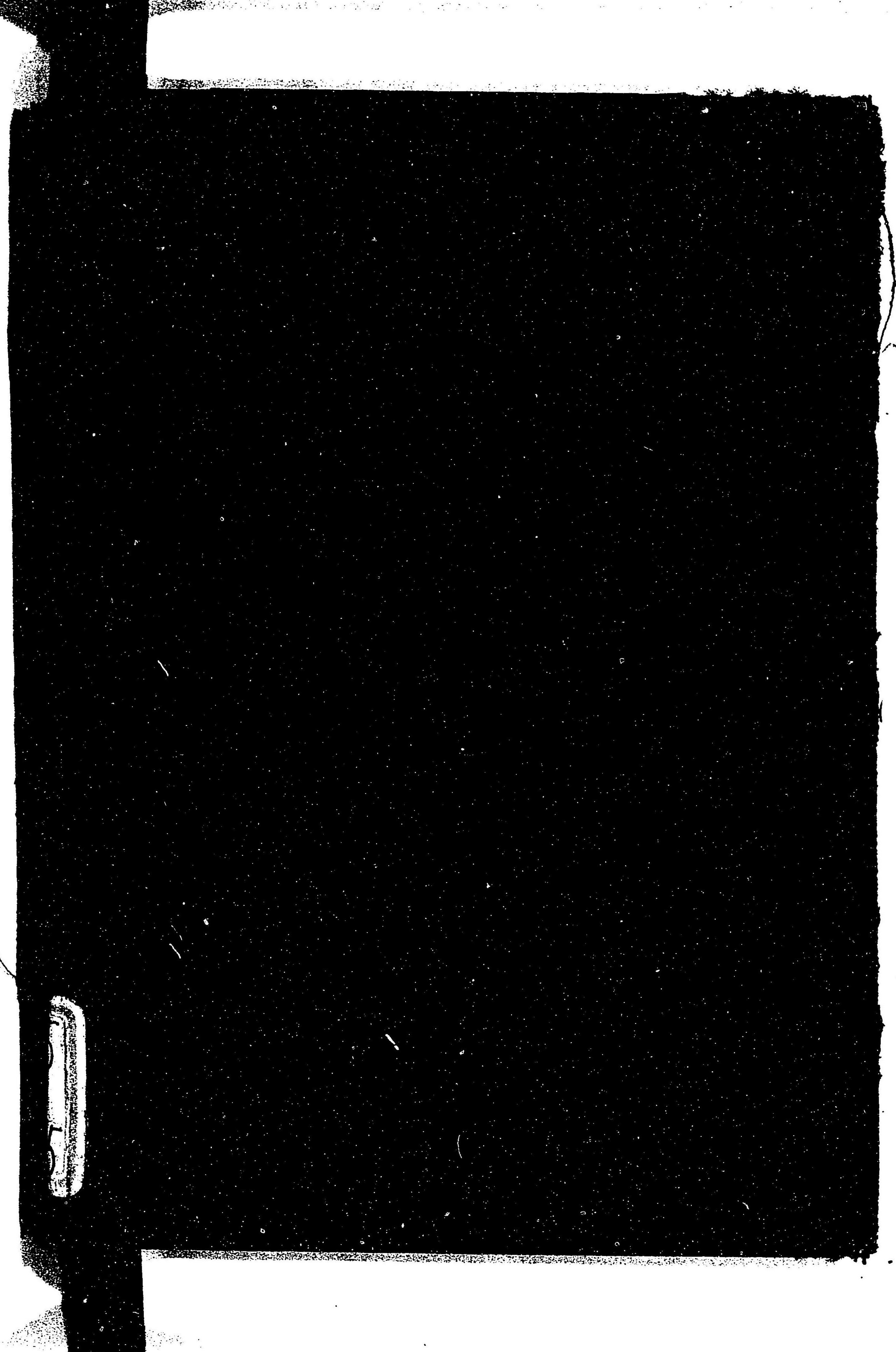
論旨徹底……文章瑰麗勁健

東京・大勢社・發行



35  
245







028897-000-7

35-245

制度整理要論

武富 時敏 / 著

M45

BAC-0085





